

平成31年3月分からの 保険料率のお知らせ

一般保険料率は平成31年2月分までと変わりません

平成31年2月分まで **10.65%**



平成31年3月分から **変更なし**

船員保険の一般保険料率は、現行と同じ10.65%のまま変わりません。

一般保険料率について

一般保険料率は、疾病保険料率(船舶所有者と被保険者で折半)と災害保健福祉保険料率(船舶所有者負担)とで構成されています。

- ①船舶所有者負担分は、疾病保険料率5.05%と災害保健福祉保険料率1.05%を合算した6.10%です。
- ②被保険者負担分は、疾病保険料率4.55%です。(船舶所有者との折半分から0.50%軽減されています。)

介護保険料率は平成31年2月分までと変わりません

平成31年2月分まで **1.61%**



平成31年3月分から **変更なし**

船員保険の介護保険料率は、現行と同じ1.61%のまま変わりません。

介護保険料率について

- 介護保険第2号被保険者に該当する方は、40歳以上65歳未満の方です。
- 介護保険料は船舶所有者と被保険者の折半となります。
- 介護保険に必要な費用は、年度ごとに決められることとなっています。そのため、保険料率についても毎年度改定されることとなります。
- 介護保険に必要な費用は、40歳以上の方に納めていただく介護保険料等で賄われています。

この結果、平成31年3月分からの保険料率は次のとおりとなります

介護保険第2号被保険者に **該当されない方**

10.65%

船舶所有者負担分
6.10%

被保険者負担分
4.55%

介護保険第2号被保険者に **該当される方**

12.26%

[一般保険料率: 10.65%、介護保険料率: 1.61%]

船舶所有者負担分
6.905%
一般保険料率: 6.10%
介護保険料率: 0.805%

被保険者負担分
5.355%
一般保険料率: 4.55%
介護保険料率: 0.805%

- 後期高齢者医療被保険者の方の保険料率は、災害保健福祉保険料率(船舶所有者負担)0.88%です。
- 独立行政法人等職員被保険者の方の保険料率は、災害保健福祉保険料率(船舶所有者負担)0.33%です。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いします。

平成31年4月からの **疾病任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、引き続き44万円**です

退職時の標準報酬月額が44万円以上の方は、平成31年4月分保険料(平成31年4月10日納付期限)以降も標準報酬月額44万円として保険料が算定されます。また平成31年4月からの疾病任意継続被保険者の保険料率も、平成31年3月分までと変わりません。

介護保険第2号
被保険者に
該当されない方

9.93% 一般保険料率: 9.60%
災害保健福祉保険料率: 0.33%

介護保険第2号
被保険者に
該当される方

11.54% 一般保険料率: 9.60%
災害保健福祉保険料率: 0.33%
介護保険料率: 1.61%

平成31年3月分(4月納付分)からの船員保険・厚生年金保険の保険料額表

●船員保険一般保険料率：平成25年3月分～〈適用〉 ●厚生年金保険料率：平成29年9月分～〈適用〉
 ●介護保険料率：平成30年3月分～〈適用〉 ●子ども・子育て拠出金率：平成30年4月分～〈適用〉

(単位：円)

標準報酬			報酬月額		船員保険					厚生年金保険料(船員)	
					介護保険第2号被保険者に該当しない場合		介護保険第2号被保険者に該当する場合		後期高齢者医療被保険者	18.300%	
等級	月額	日額			船舶所有者負担分	被保険者負担分	船舶所有者負担分	被保険者負担分	船舶所有者負担分	全額	折半額
					10.65%	4.55%	12.26%	5.355%	0.88%	18.300%	9.150%
1	58,000	1,930	円以上	円未満	3,538	2,639	4,004.9	3,105.9	510.4		
2	68,000	2,270	63,000	73,000	4,148	3,094	4,695.4	3,641.4	598.4		
3	78,000	2,600	73,000	83,000	4,758	3,549	5,385.9	4,176.9	686.4		
4(1)	88,000	2,930	83,000	93,000	5,368	4,004	6,076.4	4,712.4	774.4	16,104.00	8,052.00
5(2)	98,000	3,270	93,000	101,000	5,978	4,459	6,766.9	5,247.9	862.4	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	3,470	101,000	107,000	6,344	4,732	7,181.2	5,569.2	915.2	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	3,670	107,000	114,000	6,710	5,005	7,595.5	5,890.5	968.0	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	3,930	114,000	122,000	7,198	5,369	8,147.9	6,318.9	1,038.4	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	4,200	122,000	130,000	7,686	5,733	8,700.3	6,747.3	1,108.8	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	4,470	130,000	138,000	8,174	6,097	9,252.7	7,175.7	1,179.2	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	4,730	138,000	146,000	8,662	6,461	9,805.1	7,604.1	1,249.6	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	5,000	146,000	155,000	9,150	6,825	10,357.5	8,032.5	1,320.0	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	5,330	155,000	165,000	9,760	7,280	11,048.0	8,568.0	1,408.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	5,670	165,000	175,000	10,370	7,735	11,738.5	9,103.5	1,496.0	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	6,000	175,000	185,000	10,980	8,190	12,429.0	9,639.0	1,584.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	6,330	185,000	195,000	11,590	8,645	13,119.5	10,174.5	1,672.0	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	6,670	195,000	210,000	12,200	9,100	13,810.0	10,710.0	1,760.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	7,330	210,000	230,000	13,420	10,010	15,191.0	11,781.0	1,936.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	8,000	230,000	250,000	14,640	10,920	16,572.0	12,852.0	2,112.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	8,670	250,000	270,000	15,860	11,830	17,953.0	13,923.0	2,288.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	9,330	270,000	290,000	17,080	12,740	19,334.0	14,994.0	2,464.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	10,000	290,000	310,000	18,300	13,650	20,715.0	16,065.0	2,640.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	10,670	310,000	330,000	19,520	14,560	22,096.0	17,136.0	2,816.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	11,330	330,000	350,000	20,740	15,470	23,477.0	18,207.0	2,992.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	12,000	350,000	370,000	21,960	16,380	24,858.0	19,278.0	3,168.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	12,670	370,000	395,000	23,180	17,290	26,239.0	20,349.0	3,344.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	13,670	395,000	425,000	25,010	18,655	28,310.5	21,955.5	3,608.0	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	14,670	425,000	455,000	26,840	20,020	30,382.0	23,562.0	3,872.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	15,670	455,000	485,000	28,670	21,385	32,453.5	25,168.5	4,136.0	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	16,670	485,000	515,000	30,500	22,750	34,525.0	26,775.0	4,400.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	17,670	515,000	545,000	32,330	24,115	36,596.5	28,381.5	4,664.0	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	18,670	545,000	575,000	34,160	25,480	38,668.0	29,988.0	4,928.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	19,670	575,000	605,000	35,990	26,845	40,739.5	31,594.5	5,192.0	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	20,670	605,000	635,000	37,820	28,210	42,811.0	33,201.0	5,456.0	113,460.00	56,730.00
35	650,000	21,670	635,000	665,000	39,650	29,575	44,882.5	34,807.5	5,720.0		
36	680,000	22,670	665,000	695,000	41,480	30,940	46,954.0	36,414.0	5,984.0		
37	710,000	23,670	695,000	730,000	43,310	32,305	49,025.5	38,020.5	6,248.0		
38	750,000	25,000	730,000	770,000	45,750	34,125	51,787.5	40,162.5	6,600.0		
39	790,000	26,330	770,000	810,000	48,190	35,945	54,549.5	42,304.5	6,952.0		
40	830,000	27,670	810,000	855,000	50,630	37,765	57,311.5	44,446.5	7,304.0		
41	880,000	29,330	855,000	905,000	53,680	40,040	60,764.0	47,124.0	7,744.0		
42	930,000	31,000	905,000	955,000	56,730	42,315	64,216.5	49,801.5	8,184.0		
43	980,000	32,670	955,000	1,005,000	59,780	44,590	67,669.0	52,479.0	8,624.0		
44	1,030,000	34,330	1,005,000	1,055,000	62,830	46,865	71,121.5	55,156.5	9,064.0		
45	1,090,000	36,330	1,055,000	1,115,000	66,490	49,595	75,264.5	58,369.5	9,592.0		
46	1,150,000	38,330	1,115,000	1,175,000	70,150	52,325	79,407.5	61,582.5	10,120.0		
47	1,210,000	40,330	1,175,000	1,235,000	73,810	55,055	83,550.5	64,795.5	10,648.0		
48	1,270,000	42,330	1,235,000	1,295,000	77,470	57,785	87,693.5	68,008.5	11,176.0		
49	1,330,000	44,330	1,295,000	1,355,000	81,130	60,515	91,836.5	71,221.5	11,704.0		
50	1,390,000	46,330	1,355,000		84,790	63,245	95,979.5	74,434.5	12,232.0		

- 一般保険料率は、疾病保険料率(9.60%) (船舶所有者(5.05%)と被保険者(4.55%))と災害保健福祉保険料率(1.05%) (船舶所有者負担)を合わせた率となります。
- 疾病保険料率(9.60%)のうち、6.84%は保険給付等に充てるための基本保険料率となり、2.76%は後期高齢者支援金等に充てられる特定保険料率となります。
 ※被保険者負担分の疾病保険料率は、被保険者保険料負担軽減措置により5.05%から0.50%軽減され、4.55%となります。
- 介護保険に該当となる方(介護保険第2号被保険者)は、40歳以上65歳未満の方です。介護保険料率は船舶所有者と被保険者の折半となります。(介護保険料率：1.61% 平成30年3月分～)
- 後期高齢者医療被保険者とは、船員保険の被保険者のうち、日本国内に住所を有する
 ①75歳以上である方、②65歳以上75歳未満で一定の障害の状態にあることにつき後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方です。
- 後期高齢者医療被保険者の方の保険料率は、災害保健福祉保険料率(船舶所有者負担)0.88%です。(被保険者の方の負担はありません。)
- 独立行政法人等職員被保険者の方の保険料率は、災害保健福祉保険料率(船舶所有者負担)0.33%です。(被保険者の方の負担はありません。)
- 等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください、34(31)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「605,000円以上」と読み替えてください。
- 被保険者負担分に円未満の端数がある場合
 ①船舶所有者が、給付から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を船舶所有者へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①、②にかかわらず、船舶所有者と被保険者との間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることができます。
- 納入告知書の保険料額について
 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与に係る保険料について
 賞与に係る保険料額は、賞与額の1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に保険料率を乗じた額となります。
 また、標準賞与額の上限は、船員保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額)となり、厚生年金保険と子ども・子育て拠出金の場合は月間150万円となります。
- 子ども・子育て拠出金について
 船舶所有者の方は、児童手当等の支給に要する費用の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくこととなります。(被保険者の方の負担はありません。)
 この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.29%)を乗じて得た額の総額となります。